

文京区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月三十日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第六十二号

文京区契約事務規則の一部を改正する規則

文京区契約事務規則（昭和三十九年四月文京区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項及び第二十九条中「百三十万円」を「二百万円」に改める。

第三十九条第一号中「百三十万円」を「二百万円」に改め、同条第二号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第三号中「四十万円」を「八十万円」に改め、同条第四号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「五十万円」を「百万円」に改める。

第七十四条第三項中「前二項の場合で」を「第一項第一号の規定にかかわらず」に、「出納機関」を「所属出納機関」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の文京区契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に契約の締結を請求した契約について適用し、同日前に契約の締結を請求した契約については、なお従前の例による。